

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
55	児童手当法に関する事務(本市職員分)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、本市職員の児童手当認定事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

本市職員の児童手当認定事務では、事務の一部を事業者へ委託しているため、受託事業者の携わる事務について慎重に検討し、委託範囲を決定する。また、受託業者選定の際には個人情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約書に特記事項を加えることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

公表日

令和8年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当法に関する事務(本市職員分)
②事務の概要	児童手当法の規定に従い、認定請求などの受理、審査、支給決定、手当の支給などの事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 児童手当法の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求にかかる事実についての審査またはその請求に対する応答に関する事務。 2. 児童手当法の児童手当の額の改定の請求の受理、その請求にかかる事実についての審査またはその請求に対する応答に関する事務。 3. 児童手当法の届出の受理、その届出にかかる事実についての審査またはその届出に対する応答に関する事務。 4. 児童手当法の資料の提供等の求めに関する事務。
③システムの名称	職員情報システム、共通基盤システム、統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
堺市児童手当所得データ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)別表81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表百六の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務局 行政部 総務サービス課
②所属長の役職名	総務サービス課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	堺市 総務局 行政部 総務サービス課 〒590-0953 堺市堺区甲斐町東3丁2-6 堺市保健医療センター4階 072-228-2770
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	職員本人によるマイナンバー登録及び確認の徹底を行うことを厳守しており、取扱いの際には細心の注意を払っている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者のみ必要な情報を取得しており、必要最低限に付与されているアクセス権限の保持者はID・パスワード等を適切に管理し、離席時のログアウトを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 児童手当法の児童手当もしくは特例給付 2. 児童手当法の児童手当もしくは特例給付	1. 児童手当法の児童手当 2. 児童手当法の児童手当	事後	
令和8年3月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条(利用範囲)別表第一の56項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条 第1項(利用範囲)別表81の項	事後	
令和8年3月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当又は特例給付」が含まれる項(74,75) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第40条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表百六の項	事後	
令和8年3月24日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長	総務サービス課長	事後	
令和8年3月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和7年9月30日 時点	事後	
令和8年3月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和7年9月30日 時点	事後	
令和8年3月24日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	[○]委託しない	事後	
令和8年3月24日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		様式変更に伴い、新たに記載	事後	
令和8年3月24日	IV リスク対策 10. 従業者に対する教育・啓発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	

